

経済産業省委託事業

ASEANにおける知的財産案件ADR
(裁判外紛争処理)に関する調査報告書

2013年4月
日本貿易振興機構
バンコク事務所
知的財産部

協力
ATMD バード&バード法律事務所

タイ

一般的な ADR 制度

1. 一般的な ADR 制度と構造

タイは、多様な政府機関により提供される広範な ADR サービスを有している。このことは、司法省下の ADR 局における裁判所付設プロセスや、民事裁判所の調停・和解センター (Mediation and Reconciliation Centre (「MRC」)) による調停サービスなどの既存の ADR プロセスから明白である。

仲裁

タイにおける仲裁判断は、タイ仲裁法 (Arbitration Act B.E. 2545 (2002) (2002 法) が適用される¹⁸⁷。この法は、1987 年に制定された、仲裁に関する旧法を代替したものである。旧法とは異なり、2002 法は、UNCITRAL 調停モデル法の規定を厳密に遵守しながらも、幾分変更が加えられている¹⁸⁸。また、民事訴訟法 (the Civil Procedure Code) の証拠に関する規定が、タイ国内で実施される仲裁手続に適用される場合もある¹⁸⁹。

2002 法は外国仲裁判断および国内仲裁判断のいずれについても適用され、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約 (ニューヨーク条約、1958 年) の規定も包含している¹⁹⁰。

タイには 3 つの主要な仲裁機関が存在する：

- (a) ADR 局タイ仲裁協会 司法省 (「TAI」)¹⁹¹;
- (b) タイ貿易委員会商事仲裁協会 (「BOT」)¹⁹²;
- (c) タイ国際商業会議所 (「ICC タイ」)¹⁹³

¹⁸⁷ Getting the Deal Through サイト, Arbitration in Thailand (タイの仲裁), サイトアドレス <<http://www.gettingthedealthrough.com/books/3/jurisdictions/60/thailand/>> (2013 年 2 月 20 日アクセス) [Getting the deal through].

¹⁸⁸ ASEAN Law Association (ASEAN 法学会: ALA), Arbitration and Mediation in ASEAN: Laws and Practice from a Thai Perspective (ASEAN における仲裁と調停: タイの視点から見た法と実践), サイトアドレス <http://www.aseanlawassociation.org/docs/w4_thai.pdf> (2013 年 2 月 20 日アクセス) [ALA].

¹⁸⁹ Getting the deal through サイト, supra note 187.

¹⁹⁰ UNCITRAL サイト, York Convention Status (NY 条約の状況), サイトアドレス <http://www.uncitral.org/uncitral/en/uncitral_texts/arbitration/NYConvention_status.html> (20 Feb 2013 年 2 月 20 日アクセス)。概要について Hwang & Lee, "Survey of South East Asian Nations on the Application of the New York Convention (NY 条約の適用に関する東南アジア諸国の調査)" (2008) 25 J. Int. Arb. 6 も参照。

¹⁹¹ ALA, 前出 note 188.

¹⁹² 同上。

¹⁹³ 同上。ICC, Arbitration in Thailand (タイの仲裁), サイトアドレス <<http://www.iccthailand.or.th/>> (accessed on 20 Feb 2013) も参照。

現在司法省に属するTAIは、タイ国における主要な仲裁機関である。その役割は、(必要な場合)仲裁人を選択して仲裁プロセスを円滑化し、仲裁を実施するためのリソースを提供することである。TAIに加え、BOTおよびICCタイも、仲裁を行っている。また、1996年からタイでは裁判所付設仲裁も利用できるようになってきている¹⁹⁴。

調停¹⁹⁵

過去には、タイでは司法において調停は、極めて限られた役割しか果たしていなかった¹⁹⁶。しかしながら、係争当事者に、法廷で利用できる調停プロセスを通じての係争解決を勧める試みがなされてきている¹⁹⁷。現在、タイでは調停機構が多様な政府機関により設立されており、調停プロセスは比較的簡便に利用できる¹⁹⁸。

紛争解決に至る調停B.E. 2537 (1994)(Mediation for Leading to Dispute Settlement B.E. 2537 (1994))の民事訴訟法(Civil Procedure Code)および民事訴訟規則(Civil Court Regulation)などの法規制も、紛争当事者を調停により解決に導き、調停プロセスの過程で交わした機密情報をすべて保護するために、導入されている¹⁹⁹。

タイでは、調停は以下のいずれかで行われる。:

- (a) 法廷内にて (例としては、ADR局での裁判所付設調停や司法省、民事裁判所のMRCなど);
- (b) タイ調停センター (Thai Mediation Centre (「TMC」)) で法廷外にて²⁰⁰

ADR局での裁判所付設調停

タイでの調停の利用は、1934年以降、民事訴訟法 (Civil Procedure Code) で規定されてきており、利用には相当な一貫性が見られる²⁰¹。

ADR局は、司法省の行政部門であり、タイにおけるADRの展開を担当している²⁰²。同局は、裁判所付設調停を扱う調停センターの設立にあたり司法省を支援し、タイ全土に渡る調停センターの設立に関するガイドラインを発行している²⁰³。

¹⁹⁴ Thai Law Forum(タイ法フォーラム), ADR, サイトアドレス
<<http://www.thailawforum.com/articles/adr.html>> (2013年2月20日アクセス)

¹⁹⁵ Thai Law Forum(タイ法フォーラム), サイトアドレス
<<http://www.thailawforum.com/articles/Alternative-dispute-resolution-asean-2.html>> (2013年2月20日アクセス) [Thai Law Forum(タイ法フォーラム)]。

¹⁹⁶ ALA, 前出 note 188。

¹⁹⁷ note 196 と同じ。

¹⁹⁸ note 196 と同じ。

¹⁹⁹ Asian Mediation Association(アジア仲裁協会), Thai Mediation Centre (タイ調停センター), サイトアドレス <http://www.asianmediationassociation.org/AMAmembers_TMC.html> (2013年2月20日アクセス) [TMC] および Courts of Justice (司法裁判所), サイトアドレス <<http://www.coj.go.th/cmsdemo2/userfiles/file/About%20mediation%20center.pdf>> (2013年2月20日アクセス)。

²⁰⁰ TMC, note 199 と同じ。

²⁰¹ Thai Law Forum(タイ法フォーラム), 前出 note 195 参照。

仲裁・和解センター (MRC) ²⁰⁴

MRC は、民事裁判所から独立しており、独自の行政機能を有している。MRC は、その手続きやコンセプトに関し、紛争当事者全てにアドバイスを提供し、あらゆる種類の民事上の紛争を取り扱う。また、調停規則を規定し、紛争当事者は紛争の解決にこの規則を適用することを選択できる。

タイ調停センター (TMC) ²⁰⁵

TMC は、2000年に司法部が設立。タイでの調停の実践を促進し、調停を通じた友好的な紛争解決について認識を高め、調停人の専門スキルを発展、向上させ、調停人を認定するために TMC は設立されている。

TMC は訴訟を調停へと転じるための制度を策定するためにタイ司法裁判所と緊密に提携し、調停プロセスを管轄する法規則といった、この制度を適応させるための法基盤を設立してきている。

2. 一般的な ADR プロセスの適用と執行

仲裁

TAI の仲裁規則は柔軟かつ実践的であり、紛争当事者が仲裁手続の実施方法に関し広範に合意できるようになっている ²⁰⁶。実際のところ、この規則は UNCITRAL 仲裁規則に多大に影響を受けている ²⁰⁷。TAI は、上記の仲裁サービスを無料で提供し、紛争当事者は仲裁手続中に発生した費用と経費のみを負担する必要がある ²⁰⁸。

さらに、TAI は、TAI 独自の規則に従って実施された仲裁のみならず、UNCITRAL 仲裁規則など、その他の特別規則に従って実施された仲裁も管理する ²⁰⁹。また、紛争当事者がタイ国内で仲裁手続を実施することになった場合など、ICC などの他機関規則下での仲裁裁判所に対して事務サービスを提供することもある ²¹⁰。

²⁰² note 201 と同じ。

²⁰³ note 201 と同じ。

²⁰⁴ Courts of Justice (司法裁判所), *Guide to Mediation and Reconciliation Centre* (調停・和解センターガイド), サイトアドレス <<http://www.coj.go.th/cmsdemo2/userfiles/file/Guide%20to%20Mediation%20and%20Reconciliation%20center.pdf>> (2013年2月20日アクセス)。

²⁰⁵ TMC, 前出 note 199。

²⁰⁶ ALA, 前出 note 188。

²⁰⁷ IBANET, サイトアドレス <<http://www.ibanet.org/Article/Detail.aspx?ArticleUid=a646cf32-0ad8-4666-876b-c3d045028e64>> (2013年2月20日アクセス)。

²⁰⁸ ALA, 前出 note 188。

²⁰⁹ Note 208 と同じ。

²¹⁰ Note 208 と同じ。

上記の仲裁手続に関し、紛争当事者は、その他の仲裁機関が管轄する規則(**KLRC**規則や**SIAC**規則)や、**ICC** 仲裁規則や**UNCITRAL** 仲裁規則などの国際仲裁規則なども含めた、当事者独自の仲裁規則に合意することができる²¹¹。

また、**TAI** は、当事者がその商契約に記載できる独自のモデル仲裁規定も有している。

調停

紛争解決に至る調停**B.E. 2537 (1994)**の民事訴訟法および民事訴訟規則は、通常、タイ国内での法廷付設調停の全てに適用することができる²¹²。

また、**TMC**での調停は、法廷付設調停と同じ規則に従い、**TMC**が規定した特定の手続規則は一切存在しない²¹³。

タイは独自のモデル調停規定を有していない。タイのいずれの法廷も **TMC** も、このようなモデル規定を規定していない。

²¹¹ **Note208** と同じ。

²¹² 前出 **note 199**。

²¹³ **TMC**, 前出 **note 199**。

知的財産特有の ADR 制度

1. タイにおける知的財産法と ADR 機関

タイのIP規制団体は商務省が所轄する知的財産庁（「DIP」）である²¹⁴。登記官庁としての役割に加え、DIPは、タイにおけるIP問題を全体的に管轄している。

2. 知的財産特有の ADR 制度と構造

タイには IP 独自の ADR プロセスが 3 つあり、以下のようになっている。：

- (a) 中央知的財産および国際取引裁判所（「IP & IT 裁判所」）での調停²¹⁵；
- (b) DIP 知的財産解決紛争防止局での仲裁（「DIP 仲裁局」）；および
- (c) DIP 知的財産解決紛争防止局での調停（「DIP 調停局」）²¹⁶

3. 知的財産特有の ADR プロセスの適用と執行

中央知的財産および国際取引裁判所での調停

タイでは、IP&IT 裁判所は、IP および国際取引に関する全訴訟を審理するための特定の司法権を有している。

判決関連プロセスを通じての IP 紛争の解決に加え、IP&IT 裁判所は、訴訟が行われた際に、調停を行う部門も有している。IP&IT 裁判所に訴訟が持ち込まれたいずれの場合も、IP&IT 裁判所は、まず、審理を始める前に調停を通じて紛争を解決するよう当事者に勧告する。

DIP 知的財産解決紛争防止局での仲裁

タイではIP関連の紛争が比較的多く発生している。以前は、こうした紛争は全て法廷訴訟で解決しなくてはならなかった。しかし、2002 年以降、DIPはTAIと協力し、全IP紛争に対応する仲裁サービスを確立してきた²¹⁷。

²¹⁴ IP Thailand(IP タイ), サイトアドレス <<http://www.ipthailand.go.th/ipthailand/index.php?lang=en>> (2013 年 2 月 20 日アクセス)。

²¹⁵ IIP, Study on Specialised IPR Courts(IPR 専門法廷の研究), サイトアドレス <<http://iipi.org/wp-content/uploads/2012/05/Study-on-Specialized-IPR-Courts.pdf>> (2013 年 2 月 20 日アクセス)。

²¹⁶ IP Thailand(IP タイ), サイトアドレス <http://www.ipthailand.go.th/ipthailand/index.php?option=com_content&task=view&id=1008&Itemid=273> (2013 年 2 月 20 日アクセス)。

²¹⁷ IP Thailand(IP タイ), サイトアドレス <http://www.ipthailand.go.th/ipthailand/index.php?option=com_content&task=view&id=341&Itemid=273&lang=en> (2013 年 2 月 20 日アクセス)。

DIP は当事者が IP 紛争を友好的かつ不当に遅延することなく解決できるよう支援する。当局の仲裁規則は、TAI 規則とほぼ同一のものである。

DIP 知的財産解決紛争防止局での調停

DIP は、仲裁の他に、IP 関連の紛争に対する調停サービスも提供している。DIP の調停手続は非常に簡単であり、通常、2, 3 カ月のみしかかからない。

加えて、DIP は上記の調停サービスに対し課金しない。IP 関連の紛争の当事者の一方が、知的財産解決紛争防止局にて調停請求書を本人が提出するか、調停に向け紛争を知的財産解決紛争防止局へ委ねることを正式に DIP に書面で通知するかのいずれかにより、DIP での調停は開始することができる。

DIP 調停局は DIP の内部規則に、IP&IT 裁判所の調停部門は IP&IT 裁判所に管轄されている。

タイには、当事者が商取引に記載できる独自のモデル仲裁または調停規定は存在しない。IP&IT 裁判所も DIP の ADRS もそのようなモデル規定を規定していない。

経済産業省委託
ASEANにおける知的財産案件 **ADR**
(裁判外紛争処理) に関する調査報告書

発行
日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力
ATMD バード&バード法律事務所

2013年4月発行 禁無断転載

本冊子は、**2012**年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った **ATMD** バード&バード法律事務所が実施した調査報告に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。